

議案第50号

松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年松阪市条例第52号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月4日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年松阪市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例（平成17年松阪市条例第56号）第3条の規定を準用する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の175」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。